

特別経営強化計画の履行状況報告書

2025 年 6 月



目 次

1. 2025 年 3 月期決算の概要	・・・ 1
（1）経営環境及び震災復興への取り組み体制	・・・ 1
① 経営環境	
② 震災復興への取り組み体制	
（2）決算の概要	・・・ 2
① 資産・負債の状況	
② 損益の状況	
③ 自己資本比率の状況	
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方針の進捗状況	・・・ 3
（1）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の進捗状況	・・・ 3
① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策の進捗状況	
② 中小規模の事業者に対する経営改善支援の取り組みの進捗状況	
③ 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策の進捗状況	
（2）被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方針の進捗状況	・・・ 7
① 被災者への信用供与の実施	
② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策の進捗状況	
（3）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方針の進捗状況	・・・ 14
① 経営革新等支援機関としての支援	
② 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況	
③ 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況	
④ 早期の事業再生に資する方針の進捗状況	
⑤ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況	
（4）経営基盤の充実のための方策の進捗状況	・・・ 17
① 店舗戦略の明確化	
② 営業エリアにおける顧客基盤の拡充	
③ 融資推進活動の強化	
④ 預金推進活動の強化	
（5）人材育成のための方策の進捗状況	・・・ 22
3. 収益の見通し	・・・ 23
4. 剰余金の処分の方針	・・・ 24
5. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況	・・・ 25
（1）経営管理に係る体制及び今後の方針	・・・ 25
（2）業務執行に対する監査または監督の体制及び今後の方針	・・・ 26
（3）与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針	・・・ 26

1. 2025 年 3 月期決算の概要

(1) 経営環境及び震災復興への取り組み体制

① 経営環境

国内経済は、日本銀行の展望に於いても、海外経済が緩やかな成長を続ける下で緩和的な金融環境などを背景に、所得から支出への前向きな循環メカニズムが徐々に強まることから、潜在成長率を上回る成長を続けると考えられ、緩和的な金融環境や政府の経済対策の効果などにも支えられて、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しています。

しかしながら、当信用組合営業エリアの中小零細企業者は、円安の進行・市場金利の上昇による原材料費や人件費の高騰等に伴うコストの増加、さらには人手不足が足かせとなり、価格転嫁への理解を得ることが困難な状況にもあり依然として厳しい経営環境が続いております。このような中、中小零細企業者は「ヒト・モノ・カネ・情報」の課題を克服し困難な局面を打開していかなければならない状況であります。

今後においても、中小零細企業者が事業を継続・発展させ、さらには地域を発展させていくために、地域密着型の金融機関として、顧客本位の業務運営及び金融サービスの提供や事業改善支援に積極的に取り組んでいく必要があります。

中小零細企業者の経営環境の不確実性が増す現況では、経営者との対話の中から企業の本質的課題を特定し、解決へと導く課題解決型支援や伴走型支援が必要不可欠であると強く考えており、当信用組合としては、中小零細企業者が直面する事業継続力の強化、販路開拓、事業承継、創業、デジタル化等の課題を整理し支援して行くことが責務であると認識しております。

② 震災復興への取り組み体制

当信用組合は、2012 年 1 月に金融機能の強化のための特別措置に関する法律以下、「金融機能強化法」という。) 附則第 11 条に規定する特定震災特例協同組織金融機関として全国信用協同組合連合会(以下、「全信組連」という。)を通じ 160 億円の資本支援を受け資本の増強を図り、以降、地域に密着した金融機関として東日本大震災からの復旧・復興に向け、全力で中小零細事業者・個人の皆様に対し積極的な信用供与の維持・拡大と各種サービスの提供に取り組んでまいりました。

さらに、宮城県南部及び仙台市の一部を営業エリアとしている五城信用組合と 2013 年 11 月 25 日に合併し、被災地の地域金融機関としてより一層、被災地域の復旧・復興、地域の皆様の生活向上に貢献し、地域にとってなくてはならない信用組合を目指してまいりました。

当信用組合の営業地区におきましては、復旧計画に基づく社会インフラの整備等が着実に進展しており、地域の事業環境や将来性等に即した事業者支援に取り組んでおります。原発事故の避難地域においては、行政と連絡を取り合い、休止中の事業者に対する事業再開に向けたサポートを実施、避難地域以外の地域においては、東京電力からの賠償金終了後の事業者をサポート(事業廃止・事

業再生・事業承継等）してきました。

しかし、東日本大震災から14年が経過し、帰還困難区域等の指定解除（一部地域は未だ指定解除されず）はあったものの、廃炉に向けた動きの中で、風評被害等もあり地域住民の帰還が進んでいない状況です。

このような状況下、当信用組合は地域経済の復興と活性化の役割を担いつつ、これまでの「特定震災特例経営強化計画」に掲げる各方策に取り組んだ結果、一定の財務基盤の健全性が確保され、このたび、金融機能強化法附則第16条3項に規定する「経営が改善した旨の認定」を受けるに至りました。

今後につきましては、「特別経営強化計画」のもと、未だ復旧・復興の途上にある地域の中小零細企業者・個人の皆様を全力でお支えしつつ、公的資金の返済に向け着実に取り組んでまいります。

（2）決算の概要

① 資産・負債の状況

ア. 貸出金残高

貸出金残高（末残）は、前年度末比1,301百万円減少の36,742百万円となりました。

2024年度の重点項目として、融資推進に特化し人件費・原材料高騰、コロナ禍後の資金繰り対策の運転資金や災害復旧の設備資金に係る事業性融資を推進実行するも、融資案件不足により、地方公共団体貸出・シンジケートローン・アパートローンの償還分をカバー出来なかったほか、アパートローン13件1,225百万円の他行攻勢による繰上償還が発生したことが減少要因であります。

イ. 預金残高

預金残高（末残）は、前年度末比3,794百万円減少の86,238百万円となりました。流動性預金は、前年度末比1,220百万円減少し、定期性預金は、前年度末比2,574百万円減少しました。

個人預金は、要求払預金にて643百万円、定期性預金にて1,079百万円減少し1,722百万円の減少となりました。要因は、地震復旧資金や原材料・人件費高騰に伴う事業資金、双葉郡被災者の預金整理、高齢化に伴う相続、岩沼支店・蔵王支店の店舗統合に伴う払戻等をカバー出来なかったためであります。

法人預金は、要求払預金にて577百万円、定期性預金にて1,495百万円減少し2,071百万円の減少となりました。要求払預金は、売上代金等の歩留まり金が運転資金及び設備資金に充当されたことにより減少しました。定期性預金は、地方公共団体預金にて850百万円受入れするも、富岡支店で公金1,290百万円他、合計1,890百万円の満期解約により減少しました。また、岩沼支店と蔵王支店の店舗統合に伴い個人預金、法人預金の定期性預金394百万円流失により残高は減少しました。

② 損益の状況

貸出金利回りは震災後の復興資金等低金利商品の影響により依然として低い状況が続いており、2025年3月末で1.54%（前年度末比0.04ポイント上昇）となっています。

収益では、貸出金利息収入が前年度末比26百万円の減少であり、貸出金残高が前年度末比で1,301百万円減少したことが要因であります。有価証券利息配当金についても、前年度末比で8百万円減少し、有価証券残高の前年度末比1,826百万円の減少が要因であります。

業務純益は、前年度末比63百万円の減少で103百万円となり、経常利益が124百万円となりました。当期純利益につきましては、前年度末比137百万円の増加で67百万円となりました。

③ 自己資本比率の状況

自己資本比率は37.92%で前年度末比0.23%ポイントの上昇となりました。

要因は、融資残高の減少及び有価証券の減少により、リスクアセットが前年度末比468百万円減少したことによりです。

2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方針の進捗状況

（1）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の進捗状況

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策の進捗状況

ア. ローンセンターの機能強化

お客様の来店しやすい立地条件と考えられる福島県エリアの相馬西支店、宮城県エリアの亘理支店において、2017年4月3日よりフルバンク機能を併用したローンセンターの営業をスタートしております。毎週火曜日午後5時～午後7時まで夜間融資相談会を開催し、融資相談に対応しております。

昨今の自然災害やコロナ禍後の資金繰り及び原材料費や人件費の高騰等によって、お客様の経営基盤、家計基盤が大きく揺らぐ事態が発生しており、資金需要への対応のみならず、条件変更等の早期対応についてもローンセンターとしての機能強化を図り、能動的に働きかけてまいります。具体的には、各ローンセンターに融資専担者を配置して、経営課題を抱える債務者に対し積極的に経営改善計画書の策定支援等を実施してまいります。

【夜間融資相談会実績一覧】

（単位：件、百万円）

	2012年6月 2024年9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談件数	1,364	1	8	2	0	4	5	1,384
実行件数	423	0	1	1	0	1	2	428
実行金額	2,453.0	0	0.3	0.1	0	3	4.7	2,461.1

イ. 中小零細事業者向け商品の販売

当信用組合では、地域金融の円滑化のため、東日本大震災以前より資金調達力の乏しい中小零細事業者向け事業性融資を率先して提供してまいりました。

下記商品のいずれも、中小零細事業者には使いやすい商品となっており、今後とも地域への金融サービスの充実を図るため、当信用組合では新商品の開発に継続して取り組んでまいります。

・「グレード職域 1」「グレード職域 2」

融資新規先、既存先に関わらず、ハートフル（職域）覚書を締結した法人（業歴 3 年以上）、個人事業主（業歴 2 年以上）、融資金額コースにより 10 万円以上 3,000 万円以内の事業資金を提供。

・「信用組合資金」

福島県内に事業所を有し、信用組合の組合員である中小企業者、運転資金・設備資金 2,500 万円以内で提供。

・「経営サポート宮城 5000」

宮城県の当信用組合営業エリア内に事業所を有し、信用組合の組合員である中小企業者、運転資金・設備資金 5,000 万円以内で提供。

・「宮城県市町村中小企業振興資金」

宮城県の各市町村が定めた条件の対象者（中小零細事業者）・保証協会の保証料を市町村が負担・融資金額 2,000 万円以内で提供。

・「ふくしま復興特別資金」

福島県内に事業所を有し、福島県信用保証協会の東日本大震災復興緊急保証の要件を満たす中小企業者、運転資金・設備資金 8,000 万円以内で提供。

<2025 年 3 月末現在>

（単位：件、百万円）

商品名	件数	融資残高
グレード職域 1	29	129
グレード職域 2	3	29
信用組合資金	84	412
経営サポート宮城 5000	21	153
宮城県市町村中小企業振興資金	48	148
ふくしま復興特別資金	24	341
SS クイックローン (2025 年 3 月 31 日取扱廃止)	1	1

ウ. 地域に密着した営業戦略の実践

当信用組合の営業エリアでは、現在においても、原発事故に伴う帰還困難区域等の指定（一部解除により立入可能地区も有り）により地域住民が避難生活を余儀なくされており、生活基盤・経済活動基盤が損なわれている状況が継続し、放射能被害による風評の影響も続いております。

さらには、昨今の自然災害や長期化するコロナ禍によって、お客様の経営基盤、家計基盤が大きく揺らぐ事態が発生しております。

当信用組合の営業エリア全体において、お客様は経営・生活が大きく揺らぐリスクへの対応策を求めています。よって、当信用組合においては、個別訪問活動強化を図り、単に資金面の支援のみならず、事業面・生活面から支援し、売上増加やコストカット、家計の見直し支援などを通して、課題解決に向けたフェイス・トゥ・フェイスによる地域に密着した営業活動を推進してまいります。

② 中小規模の事業者に対する経営改善支援の取り組みの進捗状況

ア. 信用リスク管理システムの活用

当信用組合では、中小規模の事業者に対する積極的な信用供与に取り組むため、信組情報サービス（株）の信用リスク管理システムを導入し、信用格付けに基づき取引方針を検討し融資推進を図っております。

この信用リスク管理システムの活用により、決算計数の定量情報のみに囚われず、中小規模事業者の事業体質等の定性情報に基づいた内容により、融資推進を行ってまいります。また、同システムの経営分析により、顧客の強み・弱み等の「事業性評価」を分析・検証した上でサポートを行ってまいります。

イ. 経営改善支援コーディネーターの派遣

お客様の実態につきましては、日々の渉外活動を通じた状況把握に努めており、信用リスク管理システム等の活用によって、早期の事業再生が必要とされるお客様の財務データを評価分析することで、事業再生に向けた態勢を整えております。

そのような中で、自然災害の影響等により専門家派遣が必要と考えられる支援先に対しては、当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士を経営改善支援コーディネーターとして派遣して、事業再生に向けた対応を図っております。（経営改善支援先：2023年度まで91先抽出、52先に対し82回同行訪問、2024年度は18先抽出、16先に対し26回訪問を実施）

ウ. 外部機関との連携

a. 「福島県産業復興相談センター」「福島県よろず支援拠点」「宮城県よろず支援拠点」等との連携

お客様の経営改善支援や事業再生につきましては、状況により高い専門性が求められることもあるため、外部機関の福島県産業復興相談センター

の専門家派遣事業を活用した専門家派遣支援、よろず支援拠点コーディネーターを活用した支援などにより経営上抱える問題の解決に取り組み、経営改善計画書の作成支援を実施しております。

2024 年度は信用保証協会の専門家派遣事業を活用し、改善計画書の策定支援を 1 先、ローカルベンチマークの作成等の経営改善支援を 1 先実施しました。

b. 中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働

税理士会である「TKC相馬部会」と連携し、TKC会員であるお客様の事業再生や経営改善計画書の作成等を支援してまいります。また、税理士を講師として招き、当信用組合職員の事業者支援のスキルアップを実施してまいります。

c. 「ふくしま経営支援連携協議会」による連携

福島県内の金融機関等が相互に有する情報等を提供し、中小企業者等が抱える課題の解決に向けて、連携を図ることにより地域経済の安定を図ることを目的として設立した「ふくしま経営支援連携協議会」を活用し、お客様の経営改善支援や事業再生支援、当信用組合職員のスキルアップを実施してまいります。

d. 「磐城国地域振興プラットフォーム」による連携

いわき信用組合を代表機関とした「磐城国地域振興プラットフォーム」を発足し、創業・企業者向けセミナーや専門家派遣事業等、地域中小零細事業者の経営課題解決を支援する連携体を組成したことから、お客様の経営上抱える問題の解決に取り組んでおります。

エ. 経営改善支援の進捗状況の検証

a. 経営改善支援委員会並びに常務会における検証

中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況につきましては、経営改善支援委員会において原則毎月レビューし、各担当部署からの報告に基づき改善状況等を把握するとともに、経営上の問題点の解決策及び改善に向けたアドバイス等を行い、その進捗状況の継続的な管理指導を行っております。

また、同委員会は経営改善支援の進捗状況や協議内容等を常務会へ報告し、常務会は、当該報告内容を検証しております。

b. 理事会における検証

理事会において、常務会より経営改善支援委員会での経営改善支援先の管理状況の報告を受け、進捗管理を行うとともに、組合外部の有識者である非常勤理事による専門的な知識、経験等に基づいた幅広い視点からの適

時適切な実効性の検証も行っております。

また、必要に応じ、常務会に対して改善策の検討・策定などを指示することとしております。

③ 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策の進捗状況

当信用組合は、信用リスク管理システムに基づき、取引方針を決定して融資推進を図っております。また、その結果による格付に基づき信用枠を設けるなど、担保または保証に依存しない融資を実践しております。そのために経営者保証ガイドラインの営業店への周知徹底を継続しており、格付及び資金計画の妥当性により、担保に依存しないよう融資審査を実施、結果、担保以上の融資枠として取り組んでおります。

今後におきましても、担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与を実践してまいります。また、民法改正に伴い、過度に保証人を付保しない体制を整備してまいります。

(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況

① 被災者への信用供与の実施

当信用組合の主要な営業エリアである福島県の相双地区につきましては、東日本大震災の発生から 10 年以上が経過した現在においても、原発事故等の影響が続いております。このため、当信用組合では、訪問や電話連絡等により被災者の現況を適時把握して、新規融資及び条件変更を含めたニーズに対応すべく、被災者の復興支援に取り組んでおります。

今後におきましても、被災者の復旧・復興支援のための信用供与につきましては、積極的に対応してまいります。

【被災者向け新規融資の状況】

(単位：先、百万円)

	新規融資			
	2025 年 3 月末までの累計		うち条件変更先に対する新規融資	
	先数	金額	先数	金額
事業性資金	695	22,872	224	8,693
運転資金	196	2,829	134	2,654
設備資金	432	19,871	81	5,954
カードローン	67	172	9	85
消費資金	93	203	36	64
住宅ローン	238	4,510	13	284
合計	1,026	27,586	273	9,041

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策の進捗状況

当信用組合では、地域に根差した金融機関として、地域経済の再興へ向けた取り組みを強化すべく、当信用組合のお客様はもとより、地域の中小規模事業者並びに個人の皆様に対し、十分かつ円滑な資金供給を行っていくことを改めて強く決意し、国や地方公共団体をはじめとする行政や公的機関、信用組合業界の系統中央機関である全信組連などの外部関係者の協力を仰ぎながら、これを強力に実行してまいります。

主な施策につきましては以下のとおりです。

ア. 被災者向け商品の提供

東日本大震災のみならず、その後の自然災害についてもカバーできる商品に見直して取り扱いを継続しております。

a. 中小規模事業者向け

・「そうごしんくみ復興特別資金」

自然災害により被災された事業者等を対象に、2億円を融資限度として運転資金、設備資金、借り替え資金等を低金利（当初2年間固定）にて提供。

<2025年3月末現在>

（単位：件、百万円）

商品名	件数	融資金額	商品概要
そうごしんくみ復興特別資金 （プロパー）	235	5,829	自然災害による被災事業者等・限度額2億円・運転資金の手形貸付は原則担保不要

b. 個人向け

・「災害復旧住宅ローン」

自然災害により被災された個人を対象に、住宅の新築・改築資金を最高1億円まで金利優遇で提供。

<2025年3月末現在>

（単位：件、百万円）

商品名	件数	融資金額	商品概要
災害復旧住宅ローン	257	4,686	自然災害の罹災者に対する住宅の新築、増改築資金、住宅用土地及び住宅の購入資金等・自然災害に伴う被災者支援。
災害公営住宅ローン	17	66	災害により公営住宅に居住しており、公営住宅の買取りを行う者。 500万円以内、10年以内、担保・保証人原則不要。

イ. 相談機能の強化

当信用組合では、よりきめ細やかな相談サポートを実践するため、避難されているお客様のほとんどが帰還していない現状ではありますが、各地方公

共団体が帰還していることを踏まえ、地元金融機関の責務を果たすべく浪江支店を再開し、双葉郡地区のお客様に対する融資のみならず、あらゆる相談の対応とサービスに傾注し、サービス向上を図っております。

また、いわき市には浪江町、大熊町、富岡町の事業者、住民の方々が多数転入されていることを踏まえ、いわき支店においても、同様にサービスの向上を図っております。

【浪江支店・いわき支店の相談受付実績一覧】

＜2025 年 3 月末現在＞

(単位：件)

	2024 年 9 月末	浪江支店 2024 年 10 月～2025 年 3 月	いわき支店 2024 年 10 月～2025 年 3 月	合 計 2025 年 3 月末
相談件数 (預金・融資)	30,187	536	1,048	31,771
内預金	27,413	533	1,047	28,993
内融資	2,774	3	1	2,778

ウ. 被災信用供与への柔軟な対応

帰還されたお客様や新天地にて事業を再開する等、新たな生活基盤を築いたお客様等につきましては、常時訪問や電話連絡等によるモニタリングを実施し、融資の条件変更等柔軟な対応を行っております。

【震災後の延滞債権の推移】

(単位：先、百万円)

	2011 年 4 月末		2025 年 3 月末		対比	
	先数	残高	先数	残高	先数	残高
原発被災外店舗	521	4,457	33	473	▲488	▲3,984
原発被災店舗	809	5,385	5	50	▲804	▲5,335
計	1,330	9,842	38	523	▲1,292	▲9,319

【震災後の事業性資金、住宅資金、消費者ローンに係る条件変更実行】(単位：件、百万円)

	2011 年 4 月～ 2024 年 9 月		2024 年 10 月～ 2025 年 3 月		計	
	実行件数	実行債権金額	実行件数	実行債権金額	実行件数	実行債権金額
事業性資金	909	25,827	27	1,351	936	27,178
住宅資金	166	2,107	1	13	167	2,120
消費者ローン	71	63	1	1	72	64

エ. 外部機関との連携による対応

a. 事業再生ファンド等の活用

・「福島県産業復興相談センター」

被災したお客様の事業再開や事業再生に向けた動きを具体化するため、東日本大震災及び原発事故により被害を受けた個人事業者、小規模事業

者等を含めた幅広い事業者に対応し、ヒアリングした実情に応じ、支援機関の紹介や支援施策の紹介などのサポートを行う「福島県産業復興相談センター」を活用することとしております。

具体的な事例はありませんが、今後も、お客様の特性・状況に応じて活用を検討してまいります。

- ・「福島産業復興機構」

迅速な事業再開を通じた被災地域の復興を図るため、福島県、(独)中小企業基盤整備機構及び県内金融機関との共同出資により設立した「福島産業復興機構」に有限責任組合員として資本参加し、地域復興に向けた金融面からの取り組みを後押しするとともに、事業再生が見込まれるお客様について同機構と連携して、事業再開や事業再生を支援すべく活用してまいりました。

なお、支援決定の申込受付は終了しておりますが、これまでに同機構による支援決定は5件(うち4件買取、1件組合での独自支援)となっております。

- ・「(株)東日本大震災事業者再生支援機構」

(株)東日本大震災事業者再生支援機構の特性を考慮し、できる限り多くのお客様に対し、事業再生の機会がご提供できるよう日々の営業活動において状況把握に努めており、同機構の積極的な活用を本部、営業店と連携して推進してまいりました。

2020年度までに4先協議を行い3先について同機構による買取りが完了し、1先については当信用組合が独自で支援(条件変更等)を実施しました。

なお、同機構の買取受付業務は終了しているものの、今後も、お客様の特性・状況に応じて同機構の相談業務を活用し、事業再開や事業再生を支援してまいります。

- ・「しんくみりカバリファンド」

全信組連との連携を図りながら、お客様の特性・状況等に応じて、信用組合業界専用の再生ファンドである「しんくみりカバリファンド」を有効活用し、事業再生や業種転換が必要なお取引先に対して有効な提案を行ってまいります。

- ・「ふくしま地域産業6次化復興ファンド」

福島県内のお客様に対しては、その特性・状況等に応じて、地域活性化ファンドである「ふくしま地域産業6次化復興ファンド」を有効活用し、形成困難であった異業種との戦略的連携等が必要なお取引先に対して有効な提案を行ってまいりました。

当該ファンドは2023年11月30日に解散しており、当信用組合関係事業者では利用実績はありませんでした。

ｂ. 自然災害ガイドラインに基づく債務整理への対応

個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の申請につきましては、2017年12月末時点で弁済計画書に同意したものは2件となっており、現在は完済しております。

2021年3月末をもって、当該ガイドラインは終了となりましたが、終了後の2021年4月からは自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン制度の趣旨に鑑み、ガイドラインの周知や利用勧奨を含め、お客様の意向や状況を最大限に考慮したうえで、弁護士や税理士とも連携し、ガイドラインに沿った債務整理等の適切な対応を図ってまいります。

2019年東日本台風による災害に係る債務整理の申出については1先受理し、調停条項が成立しております。新型コロナウイルス感染症の影響による債務整理の申出については2先受理し、現在は完済しております。

オ. 消費者ローンの推進強化

お客様への積極的な訪問活動を踏まえ、個人のお客様に対しましては、ライフサイクルに応じた資金需要も考えられますことから、即時対応可能な消費者ローンの推進を図ってまいります。

なお、推進方策といたしましては、当信用組合が推進しております職域提携先（各事業所との提携により従業員等への優遇商品の提供を実施）への積極的なセールス、定期的なDM発送、キャンペーン、SNSを活用したWEB申込等の実施により消費者ローンの推進を図ってまいります。

【消費者ローン実行金額一覧】

＜2025年3月末現在＞

（単位：件、百万円）

	2016年4月～ 2024年9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実行件数	3,008	23	18	17	22	22	34	3,144
実行金額	3,641	27	30	14	29	20	44	3,805

カ. 「地方創生」への積極的参画

人口減少や高齢化による地方経済の地盤沈下を防ぐ試みは、私ども地域金融機関である信用組合が成し遂げなければならない大切な使命です。このことから、当信用組合は、営業エリアにおける8地方公共団体との包括的連携協定を締結しており、地方公共団体主催のイベント等への積極的な参画、「地方創生」実現に向け地方公共団体との連携に取り組んでまいります。

【包括的連携協定書締結地方公共団体一覧】

連携協定締結日	地方公共団体	エリア店舗
---------	--------	-------

2016年 7 月 6 日	相馬市	本店、相馬港支店、相馬西支店
2016年 7 月11日	蔵王町	蔵王支店
2016年 7 月28日	新地町	新地支店
2016年 9 月16日	亘理町	亘理支店
2016年12月 2 日	岩沼市	岩沼支店
2017年 9 月 5 日	大河原町	大河原支店
2018年 3 月22日	南相馬市	鹿島支店、原町支店
2020年 1 月24日	浪江町	浪江支店

【地方創生関連預金商品残高・契約高推移一覧】

<2025 年 3 月末現在>

(単位：件、百万円)

		2024 年 9 月末	2024 年 10 月～2025 年 3 月	2025 年 3 月末
健康応援 定期預金	口 数	152	▲43	109
	残 高	222	▲55	167
子育て支援 定期積金	口 数	382	8	390
	契約高	546	15	561

キ. オールふくしま経営支援事業との連携強化

福島県内の中小企業等は風評被害の影響のほか、様々な自然災害により厳しい状況が続いており、地域活性化のためにも地域事業者の活力が必要不可欠であり、中小企業等の経営支援体制をとるべく、金融機関の連携を図ることを目的として、「オールふくしまサポート委員会」及び「地域サポート委員会」が設立されました。

このことから、当信用組合におきましては、本部支援担当部署及び福島県店舗の店長を同委員会のメンバーとして、中小企業等の経営支援のために各金融機関等との連携強化を図っております。

2024年度において、事業承継や経営改善等の経営課題が多岐に亘る事業者に対し、経営改善計画書の策定支援を実施しております。引き続き、オールふくしま経営支援事業を活用すべく、地域事業者への周知活動を図り地域事業者支援に取り組んでまいります。

ク. 地方公共団体等への支援

各地方公共団体においては、インフラ整備を含む地域復興や、拡散した放射性物質の除去・除染作業に伴う各種復興事業を実施していることから、当信用組合では、地元地方公共団体の資金調達のための入札や地方債引き受けを積極的に行ってまいります。

【地方公共団体融資実行件数・金額】

<2025 年 3 月末現在>

(単位：件、百万円)

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
実行件数	7	22	13	1	21	9	10
実行金額	895	1,412	1,176	300	1,454	256	1,065

ケ. 伴走型支援の強化

事業者の実態については、日々の渉外活動において、経営環境の変化や財務情報の定量面における状況把握を行うほか、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の意欲等の定性面の実態把握に努め、ニーズを迅速に汲み取り資金繰りの支援、本業支援、経営改善支援、事業再生支援など支援してまいります。

【伴走型実行金額】

<2025 年 3 月末現在>

(単位：件、百万円)

	2021 年 12 月～2025 年 3 月
実行件数	4
実行金額	17

コ. 当信用組合による被災地支援の取り組み

当信用組合では、被災地域支援に資するため、外部機関・上部団体・近隣金融機関・地方公共団体・商工団体などの関係機関と連携し、地域活性化・経済振興に向けた課題解決に取り組んでまいります。

取り組みとしては、各店友の会活動支援及び信用組合業界のネットワークをフル活用し、各地方公共団体の「地方版総合戦略」を、所属店長をはじめ、営業店職員全員が十分把握の上、本部と連携し、チームワークを活かした円滑な情報収集・情報共有により実効性ある仕組みを構築した上で、お客さまへの情報提供や支援のスピーディーな対応を実践しております。

今後につきましても、地方創生関連預金商品としての「健康応援定期預金」及び「子育て支援定期積金」を継続して取扱うと共に、各地域の戦略・イベント等に積極的に参画・協力するなど、地域金融機関として、引き続き被災地域支援に取り組んでまいります。

また、2020年2月に、当信用組合が「SDGs宣言」している事を踏まえ、地域のSDGsに関する支援の取り組みを下記のとおり開始いたしました。

- ① 2023 年 1 月、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と SDGs 包括連携協定を締結いたしました。福島県沖地震や新型コロナウイルスの影響を受けた事業者が、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が提供する「SDGs 経営簡易診断」を通して「SDGs 宣言」の策定支援まで行うものであり、持続可能な事業目標を明確化し、復旧回復に繋げる取り組みであります。2023 年 7 月に「SDGs 中小企業者向けセミナー」を開催し

31 社が参加し、1 社が「SDG s 宣言」を策定いたしました。さらに、2023 年 9 月には、当信用組合役職員向け「SDG s セミナー」を開催し役職員の意識向上を図り、2025 年 3 月末において合計 4 社の SDG s 宣言を策定いたしました。

- ② 2023 年 5 月、県下 4 信用組合統一商品として、SDG s に係る融資商品の販売を開始いたしました。事業性融資商品として「カーボンニュートラル&SDG s 応援事業者ローン」、個人向け融資商品として「教育カードローン」を取り扱いしております。

<2025 年 3 月末現在>

(単位：件、百万円)

商品名	件数	融資金額	商品概要
カーボンニュートラル&SDG s 応援事業者ローン	1	10	カーボンニュートラルやSDG s への取り組みを達成する為の運転資金・設備資金 2,500 万円以内、 運転 10 年・設備 15 年以内
教育カードローン	13	21,000	子供の受験、入学、在学に係る費用をカードローンで支援 500 万円以内、全国しんくみ保証㈱付保

今後につきましては、包括連携協定を締結している地方公共団体において、「移住・定住」を促進していることから、「移住・定住」を支援する住宅ローン発売も検討しております。

<主な支援事例>

【事例】経営課題が多岐に渡る事業者に対する事業計画書策定支援

福島県相馬市にて永年旅館業を営んでいる個人事業主K氏は事業承継及び人員不足、新型コロナ等の影響による財務内容悪化等の経営課題が山積していることから承継予定者から課題解決に向けての相談がありました。

当初、事業承継を最重要課題として、福島県事業承継・引継支援センターとの支援を実施しましたが、事業承継と同時に財務内容改善も不可欠と判断し、オールふくしまを活用し、経営改善計画書策定支援を実施しました。

(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

当信用組合におきましては、金融庁による「リレーションシップバンキング（地域密着型金融）」の提唱当初より、お客様の状況に即した融資金の条件変更対応、経営相談や経営改善指導などを積極的に実施しておりますが、地域密着型金融の取り組みを継続すべく地域中小事業者に対する経営相談や経営改善指導に努めており、地域における経済の活性化に資するために引き続き諸施策を実

行しております。

① 経営革新等支援機関としての支援

当信用組合は、2012年12月に経済産業省より経営革新等支援機関として認定を受けております。このことは、地域の中小事業者の経営革新や各種補助金等申請の手助けを行ってくための一助となるべく活動していく必要があります、引き続き中小事業者に対する支援を行ってまいります。

2024年度は経営革新等支援機関として各種補助金等の申請支援はありませんでしたが、引き続き補助金等の情報を提供し、申請等のアドバイスを実施してまいります。

② 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況

ア. 各種商工団体との連携

各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し、情報の集積及び発信機能（経営再建や創業・新規事業展開に役立つ情報提供等）を強化するとともに、各種団体関係者を招致しての相談会の開催など、創業・新規事業展開希望者へのアドバイス等の実施に向けた体制を構築してまいります。

イ. 資金調達手段の情報提供

当信用組合を含め福島県内の4信用組合におきましては、創業または新事業展開時における資金調達手段の多様化を図ることを目的として、クラウドファンディングを推進するためにミュージックセキュリティーズ（株）と業務提携を結んだほか、いわき信用組合との「FAAVO磐城国」パートナー契約を締結しております。また、全信組連にて「MOTTAINAIみらい」の取扱いをしております。今後におきましても、地域の中小事業者へ資金調達手段の情報提供を行ってまいります。

ウ. 事業性資金融資の推進

当信用組合では、資金調達力の乏しい中小零細事業者向け事業性融資を率先して提供してまいりました。創業または新事業展開におきましても、同様に、積極的に融資推進を図っております。また、福島県浜通り地区は東日本大震災による人口減少、農作地の回復が遅れているなか、国の再生エネルギー推進に後押しされたメガソーラーの立地により、他金融機関との協調融資で5先4,224百万円の融資を決定し2020年度には全額実行しております。なお、2025年3月末現在では、風力発電等の再生エネルギー4先1,550百万円（内4先1,054百万円実行）の融資実行を予定しており、引き続き他金融機関との協調により積極的に推進してまいります。

<2025年3月末現在>

（単位：件、百万円）

融資先	件数	実行額	融資残高
太陽光発電事業者	5	4,224	2,713
風力発電事業者	4	1,054	1,054

③ 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況

様々な自然災害の発生等により、中小規模事業者が抱える経営問題は時々刻々と変化しており、当信用組合に対しましては、事業再建や経営改善に向けた多種多様な金融支援が求められていると認識しております。

事業再建や経営改善支援にかかる相談につきましては、経営改善支援コーディネーターによる経営指導により専門的なサポートを行っており、積極的な派遣に取り組んでおります。

2023年度まで支援先としてのべ149先を選定し、のべ100先に対して経営改善支援コーディネーターによる経営相談や指導を実施しました。2024年度は18先を支援対象先に選定し、2025年3月末現在、経営改善支援コーディネーターによる支援を16先行っております。残り2先に対しては、常時営業店の管理職または役席が訪問して経営相談を実施しております。

また、2024年6月に運用開始された「事業再生情報ネットワーク」に基づき、公租公課の適切な納付と経営改善・事業再生の両立を目指し、お客様の成長サイクルに応じた事業再建や経営改善に向け、当面の運転資金の融資のほか、財務内容改善をはじめとする経営改革や改善計画についての提案・助言等、経営改善支援委員会を通じた支援を積極的に実施してまいります。

④ 早期の事業再生に資する方策の進捗状況

ア. 支援態勢の確立

当信用組合はお客様の実態について、日々の渉外活動において、経営環境の変化や財務情報等の定量面における状況把握を行うほか、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の意欲等の定性面の実態把握に努め、早期の事業再生が必要とされるお客様を速やかに把握し、事業再生に向けた取り組みを行っております。

また、早期の事業再生が必要と認められる大口与信先や、再生プロセスが長期間に及ぶお客様については、経営改善支援委員会により経営改善支援コーディネーターを擁して事業再生に向けた計画の策定支援を実施しております。

2024年度も提案型セールス能力向上及び目利き力向上のために、通信教育講座「企業に財務戦略をアドバイスできるようになる講座」5名、「財務・キャッシュフロー経営分析実践」4名、「業種別目利き力を強化して、事業者支援能力を向上させる講座」7名を受講させてスキルアップを図っております。

さらに、福島県・宮城県信用組合協会が開催する研修講座「融資業務の基

礎知識研修」、「融資審査判断能力向上研修」、「事業先融資推進研修」をセットにして各3名参加、その他の団体等が開催するセミナーにも参加させ、融資目利き力・判断力の養成を行っております。

イ. 外部機関との連携

当信用組合では、お客様の状況を総合的に勘案したうえで、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働や福島県産業振興相談センター、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構等からの各種専門家派遣等の連携を図り連携機関と相互協力を進め、地域中小零細事業者の様々な問題・課題等の解決に向けた体制を構築しております。

⑤ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況

当信用組合のお客様である中小零細企業や小規模事業者の中には、事業の継承を検討する先があると想定されることから、当該経営権の移譲に付随して発生する税務面や法務面等の各種課題に対する支援を適切に行えるよう、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働や「事業承継・引継ぎ支援センター」との連携を含め、提案から実行までの一貫した事業承継を支援できる態勢を構築しております。

また、他信用組合との情報共有を図りながら、M&A等も視野に入れた活動を行う為の「事業承継連携協議会」への参加や、福島県の各金融機関等との事業承継ネットワークの強化と情報交換を目的として設立した「福島県事業承継金融機関情報連絡会」への参加を通じて、スムーズで確実な事業承継支援を図ってまいります。

（４）経営基盤の充実のための方策の進捗状況

東日本大震災の被災から14年が経過し、当信用組合におきましては、被災者支援や地域の復旧・復興支援、さらに営業基盤の拡充を図ってまいりました。

しかしながら、福島県におきましては、東日本大震災の地震及び津波被害、そして福島第一原発の事故により大変大きな被害を受けた多くの地域で未だ復興に至ってはならず、避難状態が継続している地域や、深刻な人口流出により存亡の危機にある地域もあります。さらには、福島県沖地震の被災や新型コロナウイルス感染症による売上減少、原材料費・人件費高騰等により、地域経済は大きな打撃を受けています。これらを最大の危機として捉え、このような状況を打破するため、当信用組合は、各地域における現況の事業環境や将来性等に即した具体的かつ明確な戦略を打ち立て実践してまいります。また、各施策の確実な遂行と地域への十分な貢献を実現するため、組織力・人材の強化を図ってまいります。

① 店舗戦略の明確化

ア. 融資推進強化店舗と預金推進強化店舗の設定

東日本大震災以降、当信用組合におきましては、宮城県南部への営業エリ

アの拡大により、各営業店の配置において北は宮城県の仙南地域から南は福島県のいわき市まで、広範囲となっております。

そのような中で、地域の特性を踏まえた営業戦略が必要であるものと考え、融資推進強化店舗と預金推進強化店舗を設定した上で、営業推進を図ってまいります。

a. 融資推進強化店舗

本店、相馬西支店、原町支店、大河原支店、亘理支店

【融資推進強化店舗（5店舗）実績推移一覧】

<2025年3月末現在>

(単位：百万円)

	2024年9月末	2024年10月 ～2025年3月	2025年3月末
融資量	21,893	275	22,168
内保証協会	1,147	▲42	1,105
内個人ローン (住宅・消費者・カードローン)	4,195	▲65	4,130
内地方公共団体融資	3,989	723	4,712

b. 預金推進強化店舗

相馬港支店、鹿島支店、浪江支店、新地支店、いわき支店

【預金推進強化店舗（5店舗）実績推移一覧】

<2025年3月末現在>

(単位：件、百万円)

	2024年9月末	2024年10月 ～2025年3月	2025年3月末
資金量	46,702	▲1,203	45,499
内地方公共団体預金	10,841	▲391	10,450
定期積金契約高	4,506	▲137	4,369
年金件数	2,453	▲35	2,418

<2025年3月末現在>

(単位：百万円)

	2024年9月末	2024年10月 ～2025年3月	2025年3月末
融資量	9,969	4,605	14,574
内保証協会	327	▲5	322
内個人ローン (住宅・消費者・カードローン)	2,683	▲77	2,606
内地方公共団体融資	392	▲36	356

イ. 店舗の統廃合の検討

店舗内店舗とする方策を軸に、将来において収益確保の厳しい店舗につきましては、店舗の統廃合を検討してまいります。

② 営業エリアにおける顧客基盤の拡充

当信用組合が営業エリアにおいて、持続可能な経営基盤を拡充するためには、現状を踏まえ、顧客基盤の拡充が必至であります。お客さま本位の業務運営と事業性理解の取り組みの徹底により、信用組合の最大の強みである地域密着型金融の強化、さらには地域における存在意義を高めるため、新規顧客数の増加を柱に、特に融資・定期積金を最重要項目として、集中的に推進し新規顧客数の増加に向け、情報・紹介戦略を駆使し、営業エリアにおける顧客基盤の拡充を目指してまいります。

ア. 法人・個人事業主取引創造戦略

推進ターゲットを外部情報、内部情報に分け、アポイントメントを取り訪問することで、効果的な推進を実践してまいります。

a. 外部情報について

帝国データバンク、商工会議所関連資料、法人会名簿、商店街・業界名簿、ロータリー・ライオンズクラブ名簿、電話帳を駆使してまいります。

b. 内部情報について

取引先の紹介、税理士の紹介、組合職員の紹介、既存融資先の販売先・仕入先・資金トレース先、下請先、預金取引はあるが融資がない事業者情報を駆使してまいります。

【預金・融資顧客数、職域提携先推移一覧】

<2025 年 3 月末現在>

(単位：件)

		2024 年 9 月末	2024 年 10 月 ～2025 年 3 月	2025 年 3 月末
預 金 顧 客 数	個人事業主	5,065	▲81	4,984
	法 人	2,187	▲53	2,134
	合 計	7,252	▲134	7,118
融 資 顧 客 数	個人事業主	427	▲18	409
	法 人	246	▲9	237
	合 計	673	▲27	646
職域提携先		1,344	13	1,357

イ. 個人取引創造戦略

職域優遇制度を駆使した従業員・会員への取引推進を実践してまいります。
また、定例訪問先、融資取引先の世帯情報に基づく取引推進、既存先（預金・

融資取引先）の協力による新規顧客紹介の推進についても実践してまいります。

【預金・融資顧客数推移一覧】

＜2025 年 3 月末現在＞

(単位：件)

		2024 年 9 月末	2024 年 10 月 ～2025 年 3 月	2025 年 3 月末
預金顧客数	個 人	29,232	▲601	28,631
融資顧客数	個 人	1,289	▲15	1,274

【職域商品推移一覧】

＜2025 年 3 月末現在＞

(単位：件、百万円)

		2024 年 9 月末	2024 年 10 月 ～2025 年 3 月	2025 年 3 月末
スクラム定期積金	口 数	1,540	▲30	1,510
	契約高	2,870	▲40	2,830
スクラムローン (消費者・住宅ローン)	口 数	186	▲10	176
	残 高	410	▲28	382

ウ. 特別貸出 F S 戦略

特別貸出 F S（フィールドセールス）とは、開催店舗の営業エリア内で集中的に訪問営業を行い、新規先の開拓等を行う取り組みであります。「新規先の開拓」以外にも、「各種情報の収集及び提供」、「既存先の新たな融資ニーズの発掘」、「当信用組合取り組みの紹介」等も行っており、目的意識を持って顧客基盤の拡充を目指してまいります。

また、特別貸出 F S の目的は次のとおりであります。

- 新規開拓を主とし、将来に向けた融資先数増加による経営基盤の拡充を図ります。
- 当信用組合の取り組みをお客様に紹介し、何でも相談できる地元の協同組織金融機関であることを広めるとともに“そうごしん”のファン増加を図ります。
- 当信用組合職員のヒアリング能力の向上、課題解決型提案営業スキルの習得等による人材育成を図ります。
- アポイントメント取得による訪問活動の実効性の向上、またアポイントメントが取れなかった場合のリトライの必要性、訪問のきっかけを得るための情報収集等、アポイントメント取得営業活動における真の価値への理解を醸成いたします。

＜2025 年 3 月末現在＞

(単位：件)

		2024 年 9 月末	2024 年 10 月 ～2025 年 3 月	2025 年 3 月末
--	--	-------------	----------------------------	-------------

訪問件数	468	419	887
面談件数	331	297	628
面談率	70.7%	70.8%	70.8%

③ 融資推進活動の強化

現在の地域経済において、コロナ禍後の売上回復や原材料費や人件費の高騰等により経営に苦悩されているお客様に対し、こうした非常時こそ、地域密着型金融の強みを活かして、積極的に支援することが、当信用組合の重要な使命であります。

プロパー融資、保証協会付保融資により、お取引のあるお客様を支援しつつ、新規先のお客様とのお取引が強化できれば、東日本大震災以降、減少傾向であった顧客基盤を一気に拡充できる可能性があります。

この未曾有の危機を克服し開拓した顧客基盤は、経済回復期の前向きな資金需要をもたらすことが期待されます。この非常時の支援対応が今後の当信用組合の未来に大きな影響を与えるものと考えます。

そこで、地域密着・顧客密着型の当信用組合の強みを発揮し、積極的な融資推進を実践することで、融資量の拡大、貸出金利息収入の増強のみならず、お客様への伴走支援による与信費用のコントロールを実践してまいります。

【融資量残高推移一覧】

<2025 年 3 月末現在>

(単位：百万円)

		2024 年 9 月末	2024 年 10 月 ～2025 年 3 月	2025 年 3 月末
住宅ローン		5,599	▲124	5,475
各種ローン (消費者・カードローン)		1,278	▲17	1,261
事業性他	プロパー融資	23,630	▲120	23,510
	保証協会付融資	1,474	▲47	1,427
	地方公共団体 融資	4,382	687	5,069
融資量合計		36,363	379	36,742

④ 預金推進活動の強化

資金量は、東日本大震災後の賠償金等や新型コロナウイルス感染症危機による給付金や助成金、公金預金により一定の増加となりましたが、現行においては減少傾向にあります。また、少子高齢化、人口流失、後継者難による廃業等による事業者数減少と相まって、当信用組合の営業エリアの顧客数は減少傾向にあります。

この現状を打破し、資金量増強のために、新規顧客創造と融資推進活動により、顧客基盤拡充をベースに「資金量底上げ預金である事業者の売上代金」、「集める預金である定期積金」、「集まる預金である年金」の獲得に全力を挙げてまいります。さらに、将来を見据えた若年層の新規獲得、今後の退職金等による

高額預金者層に向けた年金予約者推進についても並行して取り組んでまいります。

【資金量残高推移一覧】

<2025 年 3 月末現在>

(単位：百万円)

	2024 年 9 月末	2024 年 10 月 ～2025 年 3 月	2025 年 3 月末
流動性預金	34,233	▲1,541	32,692
定期預金	49,427	▲1,258	48,169
定期積金	5,846	▲469	5,377
資金量合計	89,506	▲3,268	86,238
内地方公共団体預金	15,991	▲1,209	14,782

(5) 人材育成のための方策の進捗状況

当信用組合は、東日本大震災の地震及び津波被害、そして福島第一原子力発電所の事故や営業区域拡大に伴う職員不足から、積極的な新卒採用を行い、現在、若年層職員が多く在職しております。この現状を踏まえ、地域を取り巻く厳しい環境の中で、現在、そして将来に向けて、当信用組合の経営体質の強化や地域の発展に資するため、高度化、専門化する業務へ対応できる人材や総合力を発揮できる人材を組織的に育成する必要があります。

このことから、当信用組合は、内部の人材育成マインドを醸成し、職員の能力の全体的な底上げを図るとともに、顧客目線に立ち、地域金融機関の職員として何ができるかを考え、それらを成し得る知識、技量及び経験を持った顧客からの信頼を得られることのできる人材の育成を「人材育成基本方針」、「人材育成基本規定」、「能力開発プログラム」に基づき目指してまいります。

① 基本方針

- ・人材育成は、個々人の適性を見極め、適性に合った育成をし、その能力を有効活用することを基本とします。
- ・全職員を育成対象とし、それぞれの役割を明確にし、その役割に基づいた育成を行ってまいります。
- ・特に「入組 10 年程度までの職員」、「入組 10 年から 20 年程度までの職員」を段階的、重点的に育成いたします。

② 若手涉外係の育成（入組10年程度までの職員）

外部及び各部署による内部研修会への積極的な参加を実施し、さらにOJT（現場指導）を充実させることにより、当信用組合の10年後のあるべき姿を考え、様々な業務運営に必要となる人材を組織的に育成してまいります。

③ 中堅職員の育成（入組10年から20年程度までの職員）

総合職については、入組後、10年を目途に能力の適性判断、さらに10年後に再度適性判断を行い、活躍分野を選定し、能力の向上及び分野に合致したキャリアの育成を図ってまいります。

④ 女性職員のキャリア形成

女性が進むべきキャリア形成を実感できるように、段階を踏んだ研修態勢を構築し実践いたします。特に女性役席者及び中堅女性職員については、融資推進に関する知識の習得を目指した教育を図るものとします。

【各種研修、セミナーへの派遣の取り組み】（2024年10月～2025年3月）

実 施	研修・セミナー等名	研修日数	受講者数
R6.10/3～10/4	「個」も「チーム」も輝くマネジメント研修	2日	4人
R6.10/10～10/11	支店長実践マネジメント研修	2日	2人
R6.10/17～10/18	事業先融資推進研修	2日	3人
R6.11/7	マネロン・テロ資金供与対策研修（W e b）	1日	3人
R6.11/8	新入職員フォローアップ研修	1日	1人
R6.11/28～11/29	A L M / C F T オーディター研修	2日	1人
R6.12/6	E Y 税理士法人コンプライアンスセミナー	1日	1人
R6.12/13	再エネ投資・再エネ電源調達セミナー	1日	4人
R7.2/13	しんさん・しんくみ向け事業者支援推進（W e b）	1日	1人
R7.3/3	マネロン対策等に関する研修（W e b）	1日	3人
R7.3/4	P M I セミナー	1日	3人

【通信講座】（2024年10月～2025年3月）

講座名	受講期間	受講者数
取引時確認マスター講座	2ヶ月	1人
Q & A マネーロンダリング対策実践講座	2ヶ月	3人

3. 収益の見通しの概要

2026年3月期の決算につきましては、震災復興への取り組みや中小規模事業者への支援業務を注力していくことで地域経済の発展に努めるとともに、本計画に基づく諸施策を着実に実施することで、貸出金利息増強等による収益の積上げを着実に進めてまいります。

【収益の見通し】

(単位：百万円)

	2024/3 実績	2025/3 実績	2026/3 見通し
業務粗利益	1,068	943	1,021
資金利益	1,051	1,002	1,045
役務取引等利益	▲17	▲17	▲24
その他業務利益	32	▲41	0
経費	846	840	887
コア業務純益	194	153	134
貸倒引当金	272	▲19	52
一般貸倒引当金	54	▲116	2
個別貸倒引当金	218	97	50
経常利益	▲50	124	77
特別損益	▲4	▲53	0
当期純利益	▲69	67	45
利益剰余金	7,857	7,905	7,920

4. 剰余金の処分の方針

当信用組合は、地域に根差した協同組織金融機関として、お取引先の皆様から出資金をお預かりして信用組合事業を行い、これらにより生じた利益剰余金により内部留保の充実に努め健全性を維持するとともに、配当金をお支払いしてまいりました。

今後におきましても、本計画のもと、収益確保による利益剰余金の積み上げと配当を継続してまいりたいと考えております。

2026年3月期以降の当期純利益及び利益剰余金の見通しは、以下のとおりです。

【当期純利益、利益剰余金の見通し】

(単位：百万円)

	2024/3期 実績	2025/3期 実績	2026/3期 計画	2027/3期 計画	2028/3期 計画	2029/3期 計画
当期純利益	▲69	67	45	53	57	43
利益剰余金	7,857	7,905	7,920	7,953	7,990	8,013
その他利益剰余金	6,657	6,696	6,703	6,724	6,745	6,749

	2030/3期 計画	2031/3期 計画	2032/3期 計画	2033/3期 計画	2034/3期 計画	2035/3期 計画
当期純利益	51	86	82	86	93	89
利益剰余金	8,044	8,086	8,126	8,166	8,209	8,243
その他利益剰余金	6,758	6,800	6,840	6,880	6,923	6,957

	2036/3期 計画	2037/3期 計画	2038/3 期 計画	2039/3 期 計画	2040/3 期 計画	2041/3 期 計画
当期純利益	91	100	102	104	96	107
利益剰余金	8,276	8,315	8,352	8,387	8,410	8,442
その他利益剰余金	6,990	7,029	7,066	7,101	7,124	7,156

	2042/3期 計画	2043/3期 計画	2044/3 期 計画	2045/3 期 計画	2046/3 期 計画	2047/3 期 計画
当期純利益	117	115	111	97	98	99
利益剰余金	8,481	8,514	8,540	8,549	8,558	8,567
その他利益剰余金	7,195	7,228	7,254	7,263	7,272	7,281

	2048/3期 計画
当期純利益	100
利益剰余金	8,576
その他利益剰余金	7,290

5. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針

① ガバナンス体制

当信用組合では、重要な経営上の意思決定機関として、常勤理事5名と非常勤理事4名で構成する理事会を設置しているほか、常勤理事のみによる常務会において日常的な業務執行を担っております。

理事会では、「内部統制基本方針」や、これに基づく「法令等遵守基本方針」、「顧客保護等管理方針」及び「統合的リスク管理方針」を制定し、その重要性をあらゆる機会を通じて全役職員に対して周知徹底することで、透明性のある業務運営と、適切な経営管理態勢の確保に努めております。

今後におきましても、基本方針等に沿って、業務の健全かつ適切な運営の確保に努めてまいります。

② 内部監査

当信用組合では、内部監査部署である監査部を理事長直轄の組織とし、その独立性を確保しております。

監査部は、「内部統制基本方針」に基づく監査を通じて、各部店における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の有効性を評価し、問題点の発見・指導に留まらず、改善方法にまで踏み込んだ提言を行っております。

今後におきましても、基本方針に沿った内部監査を実施するとともに、必要に応じて内部監査態勢の改善を図ってまいります。

③ 強化計画の進捗管理

強化計画につきましては、経営改善支援委員会が一元的に管理を行い、その状況を常務会に報告するとともに、常務会は、進捗状況の確認と施策の検証を実施してまいります。

また、強化計画に掲げる施策への取り組みが捗々しくない場合には、経営改善支援委員会に対し、原因究明と改善策の検討・策定などを指示してまいります。

さらに常務会は、理事会に対し、強化計画の進捗や検討・指示事項を報告し、牽制機能の強化に努めてまいります。

(2) 業務執行に対する監査または監督の体制及び今後の方針

① 内部監査体制

当信用組合では、理事の業務執行の適切性を確保するために監事を選任しており、各種会議や理事会に出席するとともに、必要な所見を述べております。さらに、監事会の開催のほか、当信用組合の内部監査部門である監査部と連携し、業務執行の適切性の検証と、理事会への検証結果の報告を行っております。

なお、監査部につきましては、他部門との利益相反関係の遮断と独立性の確保の観点から理事長直轄としており、当信用組合内の内部管理態勢等を監査し、また業務執行上の問題点にかかる改善の提言を行っております。

さらに、当信用組合ではコンプライアンス醸成の重要性を十分認識していることから、理事会や店長会議において常時コンプライアンスを議題とした研修等を実施することで、理事同士並びに管理職の善管注意義務や監視義務等の意識の徹底を図っております。

今後におきましても、基本方針に沿った内部監査を実施するとともに、必要に応じて内部監査態勢の改善を図ってまいります。

② 外部監査体制

強化計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場からの評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めるため、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を受けるとともに、定期的に監査機構監査を受査しております。

さらに、経営全般の業務運営の健全性確保のために、将来的な強化計画の実施状況確認も含め、外部監査人における定例監査を受けることとしております。

今後におきましても、外部監査体制を維持し、経営に対する評価の客観性とガバナンスの強化に努めてまいります。

(3) 与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針

① 信用リスク管理

信用組合は、相互扶助をモットーとする非営利組織であり、その設立の趣旨

においても、地域の中小規模事業者及び個人同士等の資金融通を由来としております。

このため、法令上も、お取引の出来るお客様について制限が付されているなど、その特性は際立っており、中小規模事業者や個人に対する最後の貸し手、いわゆる「ラストリゾート」として地域の金融機能を支えてまいりました。

従いまして、お客様につきましては、概して事業規模等が中・小規模であり、大規模事業者に比して、財務基盤や経営環境に対する変化等に脆弱な傾向が見受けられます。

こういった傾向を受け、当信用組合では、お客様との融資にかかる基本方針であるクレジットポリシーを制定し、これを具体化した「信用リスク基本方針」や「信用リスク管理規定」に基づく与信管理の徹底や審査態勢の充実、モニタリング等により、信用リスクの軽減を図っております。

具体的には、信用リスク管理システム、担保不動産評価管理システムを基にした厳格な審査の実践や「大口与信先」「延滞債権等の管理債権先」など常時管理する先を抽出した月次債権管理などを行っております。

審査管理体制の強化に向けては、所管部の増員を図りましたほか、今後も定例の人事異動等において更なる増員を予定する等、審査の質の維持向上により体制整備に努めていく方針であります。

また、これまでは原発事故の避難地域を中心に被災者支援や復興関連工事等のため1先に対する融資額は拡大した面もありましたが、今後は特別貸出F Sの継続的な実施等により、新規のお客様からの要望に対し適切な商品を提供してまいります。これにより、融資先数の増加及び小口でのリスク分散を図ってまいります。

加えて、経営改善支援態勢におきましては経営改善支援コーディネーターとの協働により、経営課題を抱えた顧客に速やかに対応できる態勢を整えてまいります。

今後におきましても、引き続き基本方針等に沿った運用を図り、信用リスク管理の徹底に努めてまいります。

② 市場リスク管理

当信用組合では、市場リスクの適切な管理と検証を行っていくため、「統合的リスク管理方針」並びに「リスク管理方針」さらには「市場リスク管理規定」を定めております。

また、上記管理方針に基づき、年度毎に余裕資金運用方針・計画を策定するとともに、国債・地方債等の安全性の高い債券を中心に運用しております。

市場リスク管理態勢につきましては、リスク管理部署によるモニタリングを実施し、その結果を、ALM委員会を通じて定期的に常務会へ報告することで、経営陣が適切に評価・判断できる体制を整えております。

加えて、マーケット環境の変化により時価が大きく変動した場合への備えとして、各種アラームポイントやロスカットルールを設けております。

今後におきましても、引き続き管理方針等に沿った運用を図り、市場リスク管理の徹底に努めてまいります。

③ 流動性リスク管理

当信用組合では、直面する流動性リスクを適切に管理していくための「流動性リスク管理規定」を制定し、日次で資金の動きをモニタリングする体制としております。

これにより、資金面で重大な動きがある場合は速やかに担当理事を通じて常務会に報告するなど迅速な対応をとることが可能となり、資金繰りの安定化が図られております。

なお、東日本大震災後の流動性預金の動向につきましては、震災に伴う保険金の支払いや原発事故に対する賠償金の一部支払い等により増加いたしました。震災からの復興の動きが顕著となるに従い、漸減すると考えております。このため、預金の減少を想定した資金運用により、流動性の確保を最優先に対応してまいります。

④ オペレーショナル・リスク管理

当信用組合では、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の重要性に鑑み、事務・システム・法務などの各種リスクに分類のうえ、各種リスクの特性や統制の有効性などに応じた個別の管理を行っていくことにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化することで、お客様からの信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

具体的には、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、災害・犯罪リスク及び人事労務リスクに特定し、各リスクについて、所管部署を定めております。所管部署は、各種方針、規定、マニュアルを遵守させる取り組みを強化しており、リスクの極小化及びリスクの顕在化の未然防止に努めております。

さらに、事務リスクの未然防止における対応といたしまして、全ての事務ミスに関して発生原因の分析を行い、常務会へ定期的に報告するとともに、全部店に周知することで、類似事案の再発防止と注意喚起を行っております。

今後も、規程に沿った運用に努めるとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、引き続きオペレーショナル・リスク管理の徹底に取り組んでまいります。

⑤ 情報開示の充実

当信用組合は地域密着型の金融機関として、地域の住民であるお客様や組合員の皆様に対し、当信用組合への理解を深めていただき、また、経営の透明性を確保するためにも、迅速かつ充実した経営情報を開示し、日々、積極的な営業活動に前向きに取り組んでおります。

今後とも、従来と同様、ディスクロージャー誌については、決算期ごとに法令で定められた開示内容以外にも、経営理念、リスク管理態勢、コンプライアンス管理態勢の状況をはじめ、震災からの復興状況や、地域経済への貢献に関する情報等を分かりやすく伝えられるように作成し、窓口に備え置くほか、当信用組合のホームページ上でも公開いたします。

また、9月期においても経営内容に関するレポートを作成し、ディスクロージャー誌と同様の方法で開示しております。

以 上